

【鹿児島市こどもの未来応援条例の概要】

目的

児童の権利に関する条約等で保障されたこどもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし、市の責務及び保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策の基本となる事項を定めることにより、すべてのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現

基本理念

こどもを権利の主体として尊重する

こどもの意見の尊重及びこどもの最善の利益の考慮

こどもが主体的に社会参加できる環境整備

各主体の自主的・主体的取組及び相互の連携・協力

すべての人にとって優しいまちづくり及び総合的な取組

主な役割と責務

【市の責務】

- ・こども施策の総合的・計画的な推進
- ・多様な機関との連携及び相互の連携を図るための調整
- ・こども施策を推進するための体制整備

【保護者の役割】

- ・こどもが健やかに育つ家庭環境づくり
- ・こどもの成長・発達に応じた支援

【事業者の役割】

- ・子育てと就業を両立できる環境の整備
- ・こどもの活動への協力及び生き方に対する理解を深める機会の提供
- ・施設における安全性・利便性の確保

【育ち学ぶ施設の役割】

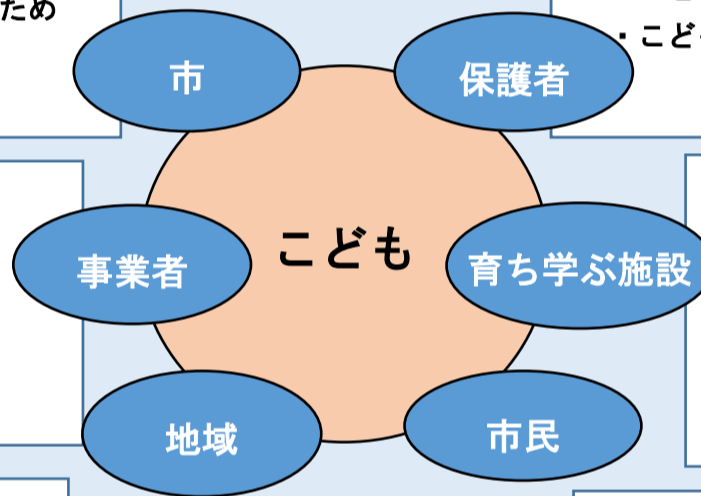
- ・主体的に考え、学び、行動する力を身につける
- ・豊かな人間性・社会性を身に付けるための支援
- ・課題の早期発見及び支援

【地域の役割】

- ・安全・安心に遊び・学ぶことのできる環境づくり
- ・安心して子育てができる地域づくり
- ・様々な交流や体験の機会の提供

【市民の役割】

- ・こども施策について関心・理解を深め、地域活動などを通してこどもの健やかな育ちを支える



こどもの健やかな育ちを支える取組み

こどもの意見表明及び社会参加

② 安心・安全な環境の整備等

③ こどもの居場所づくり

④ 子育て家庭への支援等

⑤ 育ち学ぶ施設とその職員等への支援

⑥ こどもの状況に応じた支援

⑦相談機能の充実等

⑧広報及び啓発

⑨調査・情報収集等

⑩推進計画の策定

すべてのこどもが健やかに成長し、
将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現